

# 【有期専門職員、嘱託職員I、基礎研究医員等】

## フローチャート（給与 諸手当関係）

■ 採用又は復帰された方の諸手当に係る届出用紙と添付書類について 15日以内 に提出すること。

- ① 証明書類は、3か月以内のものを添付すること。
  - ② 住民票（続柄記載一世帯分）は1通のみ提出すること（コピー可）。
  - ③ 非課税証明書（前年中に所得が無い場合発行可）は、直近のものを提出すること。
- ※ 住民票等の各種証明書はマイナンバーの記載がないものを添付のこと。

### 1 通勤手当－【通勤届】－

- ・ 住民票（続柄記載一世帯分）
- ・ 定期券等の写し（両面）（交通機関利用の場合）

はい → いいえ →  
※  は必要書類

### 2 扶養控除－【扶養控除申告書】－ ※税法上の扶養に係る届出

下記のほか、同居の場合は「住民票（続柄記載一世帯分）」

※ただし、次の場合（別居、同居だが世帯主ではない、ひとり親等）は「戸籍全部事項証明書」の添付が必要です。

- ・ 退職により扶養親族となった場合は「離職票1、2」又は、退職した年の源泉徴収票の提出が必要になります。
- ・ 障害を持たれている場合は、「障害者手帳の写し」が必要です。

#### ① 配偶者

※配偶者が年金を受給している場合は②を参照のこと

年収見込額 160 万円以下ですか

所得が無い  
ですか

扶養控除 対象外

・ 非課税証明書（直近のもの）  
（前年に所得が無い場合に発行されるものです。前年中に所得がある場合は離職票等の提出が必要です。）

・ 収入（所得）見込証明書

#### ② 6親等以内の親族 3親等以内の姻族

年金を受給していますか

他の収入が無い  
ですか

収入が無い  
ですか

（65歳未満は  
118万円以下）  
年金が年額  
168万円  
以下ですか

年金と他の収入の所得  
金額の合計が年額58万円  
以下ですか

収入が  
123万円以下  
ですか  
（年齢19歳以上23歳未満は  
188万円以下）

・ 最新の年金額改定通知書（写）（※初年度は年金受給者証（写））

扶養控除  
対象外

・ 最新の年金額改定通知書（写）（※初年度は年金受給者証（写））  
・ 収入（所得）見込証明書

・ 非課税証明書（直近のもの）  
（前年に所得が無い場合に発行されるものです。前年中に所得がある場合は離職票等の提出が必要です。）

・ 収入（所得）見込証明書

扶養控除 対象外